

午後一時開会

○委員長（柘植芳文君） ただいまから環境委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、環境及び公害問題に関する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○河野義博君 公明党の河野義博です。

各地で豪雨災害が発生しております。また、大

型の台風が列島を襲うなど、地球温暖化が原因と思われる被害が近年深刻化しております。

大臣の御挨拶の中では、気候変動の影響が顕在化しつつある中、適応策の充実強化に向けて取り組んでまいりますと力強い御発言があったところで、地球温暖化対策は環境省が推進役となつて早期に対策を進めていかなければなりません。温室効果ガス排出量を二〇三〇年度に二〇一三年度対比二六％削減目標、またさらには、二〇五〇年までに八〇％削減に向けた取組が現に進められていると承知しておりますけれども、その中でも、大臣は、抜本的な再生可能エネルギーの導入に取り組むというふうに述べられております。その具体的な方策についてお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣（中川雅治君） 再エネにつきましては、我が国の二六％削減目標達成、そしてそれを超えて更なる大幅削減の鍵を握るエネルギーであるとともに、経済成長や地方創生にも資するものでございます。

環境省としても、再エネ導入の最大化、加速化のために、自治体や企業において費用対効果の高い再エネ設備を導入する際の検討支援や設備補助ポテンシャルの大きい洋上風力の低コスト化、風力発電等の環境アセスの迅速化、導入を促進すべきエリアや環境保全を優先すべきエリア等のゾー

ニングの手法の検討などに取り組んでまいります。

こうした施策を通じ、将来的に再エネが我が国の基幹エネルギーとなり、CO₂の大幅削減が実現できるよう引き続き各省とも連携して取り組んでまいります。とりわけ、二〇五〇年八〇％削減ということになりますと更なる抜本的な取組が必要だと考えておりまして、長期低排出発展戦略、いわゆる長期戦略の検討の中でこうした点も検討してまいりますと考えております。

○河野義博君 二〇一二年にいわゆるFIT法が施行されました。以来、再生可能エネルギーは増えてはまいりました。ほとんど普及していなかったところからでございますので、数の上では二・五倍になったというふうに言っております。FIT法施行以来、三千五百四十キロワットの実際に導入が進んでおります。一方で、まだ、発電ベースで申しますと、二〇一六年度時点では一五・三％にとどまっております。また、先ほど申し上げた三千五百四十キロワットのうち九五％は太陽光発電なんですね。ほかの発電はほとんど増えていないというのが現状であります。

この太陽光偏重の結果が招かれているんですが、大きな原因の一つは、法律で定められた義務的な環境アセスメントにあると私は思います。今の御答弁の中で、アセスの迅速化、またゾーニングを進めていただいている、このことは承知をしてお

りますけれども、アセスの期間の短縮化、それから規模要件の見直しというのが私は喫緊な課題ではないかというふうに思っております。

アセスメントで、地熱、風力の場合ですと、少なくとも三、四年は掛かるということでありましてFIT法施行が一二年ですので、まだ環境アセスが終わっていないで発電できないという状況にあるというのは容易に理解できるわけですが、

アセスは要らないと私申しませんで、アセスは要ると思います。どんな発電所でも、自然環境の中に巨大な構造物を建てるわけですので、環境影響がないわけはありませんので、私は、アセスというものは、何らかのアセスというのはやるべきだろうと思っております。周りの住民の理解を得る手続も必要だと私は思います。

アセスの短縮化については既に取り組んでいただいておりますので、これは早く結論を出していただきたい。もう三年前から実証事業をやっております。まだこの手法を用いて運開した案件がないから考えられないということでありまして、これも、これは、もう早く結論を出さなければ進めることができませんので、早く結論をお願いしたい。一方で、規模要件の見直しというものは是非とも進めていただきたい。アセス要件の規模というのは、火力発電所ですと十五万キロワット、

水力発電ですと三万キロワット、地熱一万キロ、風力一万キロ、これより大きい施設を建てるときにはこの法アセスの対象になるということであり、太陽光発電はそもそもこの法アセスの対象にはなっておりません、幾ら大きな太陽光発電所を造ろうとも土地造成を伴おうとも、環境省のこの法律の下ではアセスの対象にはならないわけであります。

条例アセスがあるじゃないかという御意見もございしますが、条例アセスでも、もつとも、これ条例アセスといっても太陽光発電を規制するアセスではなくて、大規模の土地の改変に伴って十ヘクタール以上変えますと県の認可が必要ということころはございしますが、十ヘクタールというところかなり大きな規模の太陽光発電所でございますので、実質的には太陽光のアセスというのは行われていないのが現状でありまして、各地で様々な問題を引き起こしているというのは御承知の向きだと思っております。

また、火力発電十五万キロというこのバーを利用して、アセス逃れとも思われるような石炭火力発電所がたくさん計画をされておりまして、その数は十四件、約百五十万キロの石炭火力発電所が計画をされておりまして、これはそもそもものやっぱり規模要件がおかしいんじゃないかと私は思うわけであります。

石炭火力発電所の高効率化を求める向きがありまして、大きな石炭火力発電所ですと超臨界、超超臨界といった技術も使えるんでしようけれども、この十五万キロ未満の小型の石炭火力発電所というのは、排出係数も非常に高い、二酸化炭素をたくさん出す石炭火力発電所でございます。しかも、一旦建ってしまったば四十年間その排出係数というのは固定されてしまつて、改変することはなかなか困難でございます。

二〇五〇年度に八〇％削減すると言っているのにもかかわらず、こういったアセス逃れの案件がたくさん、百五十万キロも計画されているというのは、やはり一つの原因として、このアセスの規模要件というのがはおかしいんじゃないかなというふうにも思うところでございまして、累次にわたつていろんな場面で御提案を申し上げてまいりました。本会議でも総理に申し上げまして、総理は検討すると答えていただきましたし、決算委員会では、前環境大臣もしっかり勉強しますと御答弁いただきました。

また、党内でつくっております再エネ推進委員会、私、委員長を仰せ付かっておりまして、先日も官邸に要望書を持っていきましてこの点お話ししたところ、官房長官からも早速取り組みますというふうなコメントも寄せられたわけでございまして、規模要件、是非とも、大臣、見直していた

いただきたいんですけれども、具体的にいかがでしょうか。

○国務大臣（中川雅治君） 規模要件につきまして、御指摘の風力発電の規模要件について申し上げますと、本年四月の再生可能エネルギー・水素等関係閣僚会議にて決定されましたアクションプランに基づき、今年度はデータ収集を行い、来年度以降必要な検討を行うことといたしております。

また、これも今御指摘いただきましたが、現在法アセス対象外となつております太陽光発電につきましても、条例アセス等の適用事例の収集に努めるとともに、太陽光発電施設の設置で生じる環境影響について実態を把握しているところでございます。

先生御指摘の問題につきましては、様々な課題がございしますが、引き続き検討してまいります。

○河野義博君 ようやく再エネ・水素関係会議の議題にのせていただきました。これ一歩前進と感謝を申し上げます。四月の議題でございますので、やはり早急に結論を出して、やっぱり改めるべきところはすぐに改めるということが大事なのではないかなと思っております。引き続き繰り返しお話ししておりますので、どうぞ御検討を、早急なる御検討をお願いしたいと思います。

続きまして、食品ロス削減に向けた取組でござ

います。

日本の食料自給率、約四割にとどまります。一方で、まだ食べられるけれども捨てられているといういわゆる食品ロス、年間六百二十一万トン余りの食べられる食品が捨てられると推計されておりまして、その削減は喫緊の課題でございます。六百二十一万トンといえますと、世界全体の食糧援助、国連の食糧援助の量の二倍でございます。日本の米総生産量八百万トンというふうに考えますと、非常に大きな量の食べられる食品が捨てられているという状況でございます。

食品ロスの削減は、SDGsのアジェンダにも掲げられております国際的な大事な課題でもありません。食品ロスは、食品事業者、消費者、行政それぞれにメリットがあるものでありまして、過剰生産の抑制による生産、物流コストの削減や廃棄コストの削減、食費の軽減、燃焼時のCO₂削減による環境負荷の軽減につながります。さらに、未利用食品の有効活用は、食品ロスの削減といった観点のみならず生活困窮者支援等にも資するものでありまして、まさに政府が今進めようとしております生産性の向上にも大きく貢献する事案でございます。

公明党におきましては、一昨年に食品ロス削減プロジェクトチームを設置いたしました。私、事務局長を仰せ付かっておりまして、国民運動と

して食品ロス削減を推進していきたい、そういう向きで議員立法での法整備を今進めているところでございます。食品ロス削減に向けた環境省のこれまでの取組並びに今後の方針を伺いますとともに、私どもが進めております法整備、これに對しまして激励の言葉をいただきたいと思えます。

○副大臣（伊藤忠彦君） お答えを申し上げます。私たちは食事の前に、食事を提供してくれた方々や食材となった動植物に感謝の気持ちを込めまして、いただきますという言葉を使っていると思います。近年、この言葉のベースにあったはずのもつたないの精神が廃れてきているのではないかと私たちは感じております。食品ロス削減をしていく上で、このもつたないの精神を重視して政策をつくり込んでいくことは極めて重要な運動であるというふうに考えておりまして、大変、先生方の御活躍、御活動には評価をさせていただきたいと思えます。

環境省といたしまして、食品ロス削減のため関係省庁や自治体と連携をしつつ、食品ロス、ロスの把握のための自治体の調査に対する財政的、技術的支援、学校給食から発生する食品ロス量の削減のためのモデル事業、消費者に対する普及啓発等を実施してまいったところでございます。さらに、食品ロス量削減に関する目標の設定についても検討を進めさせていただいているところで

ございます。

食品ロスの削減のためには、国、自治体、事業者、消費者等の関係が一体となつて、まさに先生がおっしゃいましたとおり、国民運動として取り組んでいく必要があると認識をいたしております。このため、先般、食ロス三〇一〇運動の発祥の地でもある長野県松本市で開催をされました第一回の食品ロス削減全国大会に私も出席をしてまいったところでございます。

現在議論が行われている食品ロス削減に向けた議員立法について、政府の立場からコメントをすることは差し控えさせていただきたいと思えますが、環境省としては、食品ロス削減に向けた取組が前進していくことは極めて重要であると考えております。今後、関係省庁とも情報交換をしながら、食品ロスを少しでも減らすことのできる日本の国づくりをしっかりと考え、そして実行に向けて歩んでまいりたいと、こう考えているところでございます。

以上です。

○河野義博君 御答弁いただきました実態把握、そして目標をどうやって設定していくか、大変重要な点でございますので、引き続きの御支援をお願いしたいと思います。

続きまして、国内の資源循環に関して何点か伺います。

まず、建設物のインフラが更新時期を迎えておりまして、オリンピック開催に向けてインフラ整備が進められております。首都圏を中心として、コンクリート塊、コンクリート殻と呼ばれたりもしますけれども、コンクリート塊や建設汚泥など、発生量が增大を見込まれております。再生砕石や建設物汚泥再生品の適正な再利用に係る環境省の対応方針はいかがでしょうか。

さらに、こうした再生利用をより一層推進し、広域的な流通を実現するために、再生利用指定制度などの制度を積極的に活用すべきと考えますが、御所見をお聞かせください。

○政府参考人（山本昌宏君） お答えいたします。ただいま御指摘のありました建設汚泥やコンクリート塊につきましては、御指摘のとおり、今後発生量の増大が見込まれておりますことから、その再生利用を一層推進することが求められていると認識しております。

一方で、例えば建設汚泥処理物等については、土地造成に用いる建設資材等と称して不法投棄されるなどの不適正処理のおそれがありますので、これらの課題解決のためには、不適正処理をしっかりと防止しつつ、広域的な流通を実現することが重要と考えております。

御指摘ありましたように、廃棄物処理法に基づきまして、再生利用指定制度がございまして、こ

の指定を受けた者が扱う建設汚泥処理物は有償譲渡されるものでなくとも取引価値を有するものとして取り扱うことができるため、都道府県、市において当該制度の活用が進めば、建設汚泥の再生利用が促進されると考えております。

そこで、環境省では、再生利用指定制度を活用した適正な再生利用の促進を図るため、その周知に努めているところでありまして、今年六月に行われました全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議におきましても、当該制度を積極的に活用するよう周知したところです。また、今後、廃棄物関係団体、自治体、関係省庁等と連携し、建設汚泥等の適正な再生利用に係るモデル事業の実施を検討してまいります。

○河野義博君 現場ではやっぱり不適切な処理が行われているようでございますので、これもやっぱり厳しく監督をしていただきたいと思います。

次に、フロンに関しまして、地球温暖化対策の中で、省エネ、再エネ進めてまいりました。エネルギー起源のCO₂削減というのは進んできているわけですが、フロンが逆にそれを打ち消してしまっている側面がございまして。

フロンについては、オゾン層保護のためオゾン層を破壊しない代替フロンへの転換が進んでまいりましたけれども、温暖化といった観点から申し上げるならば、CO₂の数千倍、また数万倍以上

の強烈的な温室効果を持つ物質でありまして、近年排出量が増加をしております。今後も増えるという見通しだと聞いておりますが、フロン類の対策については重要性を増しているというのは言うまでもありませんけれども、一方で、フロンに関しても廃棄時の回収率というのが低迷を続けております。

法律の義務を守らず回収作業を行わない事業者が一部いるという声も届いているわけでございまして、フロン類の対策、とりわけ廃棄時の回収対策について、現状認識と今後の対応策を教えてください。

○副大臣（とかしきなおみ君） お答えさせていただきます。

フロン類につきましては、特定フロンから代替フロンへの転換が今現在進んでおりまして、代替フロンの排出量はこの十年で約三倍に増加しております。今後も、委員おっしゃるよう、増加が見込まれることから、この排出量の抑制を推し進めることが大変重要であると、このように考えております。

フロン類の対策といたしましては、生産規制のみならず、これは使用時漏えい量や廃棄時の回収量を定量的に把握すること、さらに適正な管理を行う必要があります。我が国では、ここは世界に先駆けて、漏えい量などを定量的に把握する制度、仕

組みを確立させていただいたところであります。

これは、我が国の自慢の一つでもございます。

しかしながら、フロン類の廃棄時の回収率については、一定量の向上は見られるものの、十年以上にわたって三割台で低迷しているというのも事実でございます。地球温暖化対策計画で定める二〇二〇年度五〇％、二〇三〇年度は七〇％の目標達成に向け、更なる対策の強化が必要であると、このように考えております。

そこで、現在、中央環境審議会及び産業構造審議会におきまして、フロン対策のフォローアップを進めているところでございます。今後、現状と課題、これをしっかりと分析をして、その結果も踏まえて、今後必要な措置を講じ、フロン類の更なる排出抑制に力を尽くしていきたいと、このように考えております。

○河野義博君 フロンの回収には非常に手間暇が掛かるようでありまして、専用の機械も必要となります。ちゃんとやっていたいない業者はやっているんだけれども、やっていない事業者はそのまま出してしまうという状況もありますので、しっかりと御指導いただけたらというふうに思います。

続いて、浄化槽でございますけれども、浄化槽の普及を進めるといって、大臣御挨拶の中にも一文ございました。浄化槽は下水道の六分の一のコス

トで整備できると言われておりますけれども、下水道の助成率は二分の一である一方で、浄化槽は三分の一という状況でございます。今年度から実施された省エネ型大型浄化槽システムモデル事業というので利用いたしますと助成率は二分の一ということになりますけれども、これは三十三年までの期限付の事業となっております。

単独浄化槽からの合併浄化槽への転換も進まないという状況も並行して進めていかなければならないと考えますけれども、当局としての認識を教えてください。

○政府参考人（山本昌宏君） お答えいたします。御指摘の単独処理浄化槽の転換も含めて、合併処理浄化槽の整備を進めることは、水環境保全の観点に加えまして、省エネの観点、あるいは防災・減災対策を進める上でも大変重要と認識しております。

このため、環境省では、委員御指摘のありました事業以外にも、平成二十八年度に環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業という事業を創設いたしました。省エネ浄化槽や単独処理浄化槽の転換等を総合的に進める市町村に対して通常の助成率三分の一から二分の一にかさ上げするという形で支援してございます。

それから、特に御指摘のありました単独処理浄化槽からの転換につきましては、まず、浄化槽の

整備事業の中で単独処理浄化槽の撤去費に対する助成を行うということが一つございます。それから、先ほど申し上げました環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業におきまして、この中で、単独転換を進めることを要件に定めまして、これを二分の一にかさ上げすることで積極的に進めているというところでございます。

それからあと、市町村等の公共がお持ちの浄化槽の中にも単独処理浄化槽がまだ多く残っております。全国にまだ約四・六万基あるということ、これを積極的に転換を進める事業といたしまして、公的施設単独処理浄化槽集中転換事業、これを平成二十八年度に創設して取組を進めております。

それからあと、省エネ対策につきましては、委員御指摘のありました省エネ型大型浄化槽システム導入推進事業というのを創設しまして、今年度から、老朽化した浄化槽のプロローやポンプ等の機材を交換することで電力削減を行う取組を進めてございます。さらに、この事業につきましては、より積極的に御活用いただけるよう、来年度の概算要求におきまして、老朽化した大型浄化槽の本体そのものを交換するようなものも対象にできないかということ、今要求を行ってございます。

環境省といたしましては、これらの事業や補助制度を最大限効果的に活用していくことで、単独

処理浄化槽の転換と併せて浄化槽システム全体の低炭素化を進めてまいります。

○河野義博君 一旦単独浄化槽を入れた御家庭が合併浄化槽に切り替えるというインセンティブがなかなか見付からないというところが大きな問題だと思えます。もう一步踏み込んだ対応というのではないとかなかなか進まないのではないかと思えますけれども、大臣、簡単に御所見を頂戴できますでしょうか。

○国務大臣（中川雅治君） 単独処理浄化槽は、平成二十七年度において全国で約四百十二万基も存在しております。単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進が水質改善や防災対策のためにも重要であると認識しております。

既に単独処理浄化槽を導入し、水洗化を行った住民の方が合併処理浄化槽へ転換を進めようとする場合には、宅内の配管工事等の個人負担が大きいたることが課題となっております。

私も、今までも自民党の中で浄化槽を推進する議員連盟の事務局長をやり、今も幹事長代理としていろいろ議論しているところでございますけれども、今次長が申し上げましたように、まずは予算をしっかり確保するということが、そして、いろいろな課題を踏まえつつ単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換を更に進めるための方策についてしっかりと検討して進めてまいりたいと思っております。

おります。

○河野義博君 大臣の思いを聞かせていただきました。私も党内の推進議連に所属しておりますので、与党の方からもしっかりサポートしてまいりたいというふうに思っています。

続きまして、PM2.5の対策でございます。

私、今福岡市に住んでおりますけれども、福岡市を始めとして九州に暮らす人たちが警戒する飛散が三つあると言われていまして、一つは花粉、もう一つは黄砂、そしてPM2.5と。熊本より南に行きますと火山灰も加わるわけでございますが、いわゆるPM2.5、御挨拶の中でも、科学的知見の充実を図りつつ、国内の排出源対策を進めるとともに、中国を始めとするアジア各国と越境汚染対策に関する協力を推進するというところでございました。

削減に向けた国内対策というのは、着実に今までどおり進めていくということが重要であることは論を待ちませんけれども、最大の課題はやはり隣国、特に中国にどうやって減らしてもらおうかということだろうと思えます。日中韓の三か国環境大臣会合を契機といたしまして、中国もこの問題に真剣に取り組み始めたというところでございまして、依然として、我が国の基準からすると相当高い水準で中国国内でPM2.5の量が推移しているというのは事実であります。

環境省として、中国に対してどのようなアプローチで更なる削減を求め、実施させようとしているのか、方針をお聞かせください。

○政府参考人（早水輝好君） お答えいたします。PM2.5などの大気汚染につきましては、平成二十五年の日中韓三か国環境大臣会合の合意に基づきまして、毎年三か国で大気汚染に関する政策対話を開催しまして、政策や技術に関する情報共有を進めております。それから、中国との二国間協力でございますけれども、平成二十六年から我が国の地方自治体や産業界の知見、ノウハウを中国の主要都市における人材育成、能力構築に活用する大気汚染に関する日中都市間連携協力事業というものを実施しております。モデル的な技術の導入や共同研究なども含めまして総合的な協力を進めておりまして、現在の参加自治体数は日本側が十一、それから中国側が十七となっております。

本年八月の日中韓三か国環境大臣会合におきましては、大気環境改善のための三か国間の協力を推進するということが再確認されております。また、その際に行われました中川大臣と中国環境保護部の李部長とのバイ会談におきましては、PM2.5を始めとする大気汚染に関する二国間の協力関係を今後も強化していくということが確認をされたところでございます。

近年、我が国と中国のPM_{2.5}の年平均濃度はどちらも減少傾向にはありますけれども、更なる削減に向けまして、引き続きこれらの取組を進めてまいります。

○河野義博君 残り一問あつたんですが、あと一分になりましたので、最後お願いで終わろうと思います。福島の原子力発電所事故によりまして甲状腺の検査の結果が出て、様々な報道がなされております。必ずしも十分な説明がなされていないために、報道ベースで甲状腺がんが見付かったということだけが独り歩きしたかのような報道がございますので、しっかりと国民の誤解や不安を解消していくというのが環境省にお願いしたいところでございます。

ほかの地域と比べてどうなんだということもしっかりと十分な説明を報道の側ができるように、ちゃんと環境省がそういったところに説明をやっていくということが大事だろうかと思しますので、よろしくお願いをいたしまして、質問を終わります。

ありがとうございます。